



通 HERMES 達

総 13080020

平成 25 年 8 月 2 日

総務人事部長 北島 昭夫

【 就業規則改定 】

平成 25 年 8 月 1 日を以って改定を予定していた、就業規則は以下のように 2 回に分けて発効させます。改定内容は既報の内容と変更はありません。2 分割する理由は給与改定作業との兼ね合いによります。

第 1 回 平成 25 年 8 月 1 日に発効

従業員給与規定の第 2 条（計算期間）を除く全改定項目の実施

第 2 回 平成 25 年 9 月 1 日に発効

従業員給与規定の第 2 条（計算期間）の改定の実施

【 給与改定 】

給与改定は平成 25 年 9 月 1 日に行います。給与改定は従来 7 月に発表し、8 月給与から反映する場合が多かったのですが、就業規則の改定に伴う給与計算事務の過重を軽減する為、一月延伸させるものです。但し、新給与は平成 25 年 8 月 1 日に遡って適用とします。したがって、平成 25 年 9 月 25 日に支給される給与には新給与で計算し直した残業代等を含め、新給与と旧給与との差額分を加算した金額を支給しますので、皆様の不利益になることはありません。

（1）8 月 25 日支給分の内訳

現行給与と従来の計算期間（7/21～8/20）による支給

（2）9 月 25 日支給分の内訳

- ① 9 月 1 日～9 月 30 日の新給与の各項目金額
- ② 8 月 21 日～8 月 31 日の旧給与の各項目金額（給与計算期間変更による補正分）
- ③ 8 月 1 日～8 月 31 日の新給与各項目と旧給与各項目の差額合計
- ④ 8 月 1 日～8 月 31 日の新給与金額による過不足（残業、不就労等）精算額

※②、③の差額分は一括して給与明細の「前月修正」の欄に記載されます。

【 新勤怠管理システム 】

新勤怠管理システムは平成 25 年 8 月 23 日の 20：00 より運用開始を予定しています。新旧システムの入替作業により勤怠管理システムが使用できない時間帯が発生しますが、詳細時間が決定次第、別途総務通達とメールでお知らせします。

【 情報処理技術者試験申込 】

平成 25 年度秋季情報処理技術者試験の願書締め切りが近づいています。SE 職者で申込をされていない方は、早期に申込みを行い、その旨を 8 月の月報で報告下さい。